



目次	ページ
規則	
◎高知県職員の高齢者部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則	1
告示	
高知県教育委員会告示	
◎高知県技能職員の高齢者部分休業に関する規程	(行政管理課 教育委員会 事務局教職員・福利課) 1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
高知県人事委員会規則	
◎高知県職員の高齢者部分休業に関する規則	1

規 則	

高知県職員の高齢者部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。	
令和5年2月10日	高知県知事 濱田 省司
高知県規則第4号	
高知県職員の高齢者部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則	
高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）附則第1項ただし書に規定する同条例附則第2項の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。	

告 示	
教育委員会告示	

高知県技能職員の高齢者部分休業に関する規程を次のように定める。	
令和5年2月10日	高知県知事 濱田 省司 高知県教育長 長岡 幹泰
高知県告示第66号	

高知県教育委員会告示第1号
高知県技能職員の高齢者部分休業に関する規程
 （趣旨）

第1条 この規程は、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「技能職員」という。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
 （高齢者部分休業の承認）

第2条 任命権者は、定年から5年を減じた年齢に達した技能職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該技能職員が定年から5年を減じた年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該技能職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。
 （雑則）

第3条 この規程に定めるもののほか、技能職員の高齢者部分休業に関しては、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する職員の例により任命権者が別に定める。

附 則
 （施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月10日から施行する。
 （経過措置）

2 この規程の施行の日以後において高齢者部分休業をするため、高齢者部分休業の承認を受けようとする技能職員は、同日前においても、第2条の規定の例により、当該承認を申請することができる。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和5年2月10日 高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第1号
高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
 第36条の次に次の1条を加える。
 （高齢者部分休業）

第36条の2 職員の高齢者部分休業については、高知県職員の高

齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）の規定の例による。

附 則
 この規程は、令和5年2月10日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

高知県職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。
 令和5年2月10日 高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第1号
高知県職員の高齢者部分休業に関する規則
 （趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
 （高齢者部分休業の承認の申請手続）

第2条 条例第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認の申請は、当該高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までにしなければならない。ただし、条例第2条に定める年齢に達した日から同日の属する年度の翌年度の4月1日までの期間が1月に満たない職員が、任命権者が定めるところにより高齢者部分休業を始めようとする場合は、この限りでない。
 （高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第3条 条例第4条の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第10条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第10条及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第10条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

2 条例第4条第3号の人事委員会規則で定める手当は、次の各号に定める手当とし、同条第3号の人事委員会規則で定める額は、それぞれの手当に応じ、当該各号に定める手当の月額合計額とする。

(1) 地域手当 給料の月額に対する当該手当の月額
 (2) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この項において「職員の条例」という。）第9条の2、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下この項において「公立学校職員の条例」という。）

第12条の2及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。次号において「警察職員の条例」という。）

第9条の2に規定する初任給調整手当 当該手当の月額

(3) 職員の条例第13条の2、公立学校職員の条例第16条の2及び警察職員の条例第13条の2に規定する特地勤務手当（職員の条例第13条の3、公立学校職員の条例第16条の3及び警察職員の条例第13条の3に規定する特地勤務手当に準ずる手当を含む。） 給料の月額に対する当該手当の月額

(4) 公立学校職員の条例第15条に規定するへき地手当（公立学校職員の条例第15条の2に規定するへき地手当に準ずる手当を含む。） 給料の月額に対する当該手当の月額

(5) 職員の条例第23条の3に規定する農林漁業普及指導手当 当該手当の月額

3 条例第4条の規定により減額する額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（休業時間の延長の承認の申請手続）

第4条 第2条の規定は、条例第7条の規定による休業時間の延長の承認の申請について準用する。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（条例の施行の日における高齢者部分休業の承認の申請手続）

2 条例附則第2項の規定に基づく高齢者部分休業の承認の申請は、第2条の規定の例により行うものとする。